

第3次多治見市人権施策推進指針体系図

基本理念

基本的施策

人権施策の分野

施策の方向

一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、誰ひとり取り残さない社会を目指して

1 人権教育

女性

1)男女共同参画意識の醸成 2)誰もが活躍できる社会づくり 3)安心して暮らせる社会づくり 4)配偶者等に対する暴力への対応

子ども

1)子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり 2)子どもの主体的な意見表明・参加の促進 3)子どもの居場所づくりの推進 4)子どもの権利に関する意識の育成・向上 5)インクルーシブ教育の推進

高齢者

1)高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり 3)高齢者虐待等への対応 4)高齢者の権利擁護の推進

障がい者

1)障がい者にやさしいまちづくりの推進 2)福祉サービスの充実 3)雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進 4)障がい者の虐待防止への対応 5)障がい者の権利擁護の推進

部落差別(同和問題)

1)部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発 2)人権侵害事案への対応 3)えせ同和行為の排除

外国人

1)外国人の生活習慣や文化等の理解の促進 2)外国人への生活支援 3)ヘイトスピーチを許さない取り組み

2 人権啓発

感染症患者

1)正しい知識の普及や啓発活動の推進 2)感染症患者等の相談・支援体制の周知

刑を終えて出所した人

1)刑を終えて出所した人等の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)社会復帰の支援

犯罪被害者等

1)犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の充実

インターネットによる人権侵害

1)インターネット上の人権侵害を防止するための教育・啓発の推進 2)インターネットに書きこまれた人権侵害の対応 3)安全・安心なインターネット利用の促進

3 相談・支援の充実

性的マイノリティ

1)多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進 2)安心して暮らせる環境づくり

災害に伴う人権問題

1)災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営 2)防災・災害分野への女性等の参画の推進

働く人

1)労働時におけるハラスメントの防止 2)働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

アイヌの人々

1)アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

4 多様な主体との連携

人身取引

1)人身取引の現状を理解するための教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題

1)拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

ホームレス

1)ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進 2)ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

様々な人権問題

1)様々な人権教育・啓発の推進 2)様々な相談窓口の周知

※「人権施策の分野」の表記は簡潔にしておき、これにより対象者を限定しているものではありません。各分野の施策内容は、第2章で説明しています。